

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会

第56回審議会議事録

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会
第56回審議会議事録

1. 召集通知の日 令和4年5月10日(火)
2. 開催の日 令和4年5月19日(木)
3. 開催場所 豊田南まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名 内訳 ・所有権者 11名
・借地権者 1名
・学識経験者 3名
5. 出席者 28名
内訳 ・審議会委員 14名
内田俊夫、社会福祉法人 ねぐるみ会 一ノ瀬公男、西浦定継
野田貞夫、山口省三、村野弘幸、石井吉弘、萩原章介、主侍信義
竹内直佐、学校法人 東京薬科大学 松本有右、野尻 豊、田口 麗
有竹晴彦
・市 9名
まちづくり部長 岡田正和
区画整理課長 井上泰芳
区画整理課主幹 岡崎健次
区画整理課長補佐 福冨由紀宏
大野高宏
竹石幸司
山本修平
換地係 矢光亜紀子、佐藤勝美
・東京都都市づくり公社 5名
日野区画整理事務所長 若月純子
換地課長(補償担当課長兼務) 萩田清光
移転工事課長 宮川雄一
換地課長補佐 川嶋輝之
換地係 伊藤理子
6. 会議の目的たる事項
 - ・議案第1号 会長の選挙について
 - ・議案第2号 会長代理の選出について
 - ・議案第3号 委員の議席の決定について
 - ・諮問第111号 評価員の選任について

- ・その他 ①令和4年度予算について
- ②令和4年度工事について

7. 傍聴人 4人

8. 配布資料

- ・次第、議案文第1～3号の写し、諮問文第111号の写し及び調書（回収）
- 審議会実施事項、令和4年度土地区画整理事業特別会計予算の概要
- 審議会委員名簿、市職員・公社職員名簿
- 第8期豊田南審議会委員（資料綴り）

【開会14:01】

福嶋：では、定刻を過ぎましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

初めに、議事進行について御説明させていただきます。今回の審議会は選挙後初めての審議会ということで、会長が不在となっております。会長が決まるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、本日の書記は事務局の佐藤と矢光が行います。

まず、今回4月で異動もありましたので、開会に当たりまして初めに日野市まちづくり部長岡田より御挨拶申し上げます。

岡田：手前の方、後方から失礼させていただきます。改めまして、まちづくり部長の岡田でございます。4月に企画部より異動してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は令和4年度最初の審議会ということになります。予定している議題ですが、諮問案件として評価員の選任について、その他事項として令和4年度の予算及び工事についてとなっております。後ほど詳しく御説明いたしますが、令和4年度の当初予算額は約2億8,900万円となっており、昨年度に比べて約11%の減でございます。3月に区画整理だよりを発行してお知らせしたところでございますが、日野市は税収が伸びない中で福祉や保育にかかる支出が増え続け、毎年同じ規模の事業を続けていくと保有する基金が枯渇する恐れが出てきたため、2年ほど前から財政の立て直しに向け、一時事業を停止したり事業量を縮小するなどの対応をしてきております。さらには、それとほぼ同時に流行が始まった新型コロナウイルスの地域経済に与える影響がなかなか見えてこない中で税収の見通しが難しく、短期的、中期的に支出できる予算の限度額を見定めるのに時間を要しております。当面は緊縮予算とせざるを得ない状況であり、権利者の皆様には事業の目に見えた進

埒がないなど御迷惑をおかけしておりますが、何とぞ御理解いただきたく重ねてお願い申し上げます。

そのような中、組合施行の区画整理をめぐる元副市長らによる詐欺事件が発覚し、市民の皆様の信頼を損ねることとなってしまいました。本件についてはつい先日、元副市長に対し、懲役2年6カ月、執行猶予4年の有罪判決が確定したところでございます。市長以下、私ども職員一丸となって信頼回復に努める考えでございます。

続きまして、この場をお借りして、前回の審議会が開かれた昨年6月以降に区画整理課に転入してきた職員を紹介させていただきたいと思っております。まず、区画整理課長の井上です。

井上 : 井上です。よろしくお願いいたします。

岡田 : 課長補佐の福脇です。

福脇 : 福脇と申します。よろしくお願いいたします。

岡田 : 同じく課長補佐の竹石です。

竹石 : 竹石です。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田 : 同じく課長補佐の山本です。

山本 : 山本です。よろしくお願いいたします。

岡田 : 続いて、前回から引き続き担当させていただく職員でございます。前区画整理課長で主幹の岡崎です。

岡崎 : 岡崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田 : 課長補佐の大野です。

大野 : 大野でございます。よろしくお願いいたします。

岡田 : 主任の佐藤です。

佐藤 : 佐藤です。よろしくお願いいたします。

岡田 : 同じく主任の矢光です。

矢光 : 矢光です。よろしくお願いいたします。

岡田 : 以上でございます。

福嶋 : 続きまして、豊田南区土地区画整理事業の施行に当たりましては、日野市が公益財団法人東京都都市づくり公社に業務委託をしております。審議会につきましても説明補助者として同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、公益財団法人東京都都市づくり公社日野区画整理事務所長若月様より御挨拶をお願いいたします。

若月 : 後方から失礼いたします。都市づくり公社日野区画整理事務所所長をしております若月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事業実施に当たりましては皆さまの御理解、御協力をいただきましてとても感謝しております。引き続き皆様の御協力をいただきながら事業を実施してまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私どもの職員のほうも時間をお借りいたしまして紹介させていただきたいと思っております。換地課長の萩田でございます。

萩田 : 萩田です。よろしくお願いいたします。

若月 : 移転工事課長の宮川でございます。

宮川 : 宮川です。よろしくお願いいたします。

若月 : 換地係長の川嶋でございます。

川嶋 : 川嶋です。よろしくお願いいたします。

若月 : 担当の伊藤でございます。

伊藤 : 伊藤です。よろしくお願います。

若月 : どうぞよろしくお願いいたします。

福崙 : では、皆様おそろいなので、ただいまから第 56 回豊田南土地区画整理審議会を開催いたします。本日の議事の進め方につきましては、お手元にごございます次第に沿って進めさせていただきます。

豊田南の審議会委員の定数は、日野市日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例第 10 条に 15 人と定めております。第 8 期の新たな審議会委員は選挙の結果、15 人となりました。

次に、本日の欠席委員について報告いたします。本日の欠席委員は吉井委員です。

よって、本日は 14 名の審議会委員の出席をいただいておりますので、土地区画整理法第 62 条第 3 項の規定に基づき、本会議は成立いたしました。

また、本日は傍聴人の方々がいらっしゃいますので、委員の皆様、傍聴人の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、学識経験委員の方 3 名につきまして、土地区画整理課長井上より御紹介させていただきます。

井上 : それでは、市で選出いたしました学識経験委員を御紹介いたします。

日野市では土地区画整理法第 58 条第 3 項及び日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例第 10 条に基づき、学識経験委員を 3 名選任いたしました。

まず、■■■■委員に前回に引き続き学識経験委員をお願いしております。

■■■■ : ■■■■です。よろしくお願いいたします。

井上 : ■■■■委員は東京都職員として区画整理事業に携われていらっしゃいました。

続きまして■■■■委員も、前回に引き続き学識経験委員をお願いしております。

■■■■ : ■■■■です。よろしくお願いいたします。

井上 : ■■■■委員も東京都職員として区画整理事業に携われていらっしゃいました。

続きまして■■■■委員です。■■■■委員は今期より学識経験委員に選任させていただきました。

■■■■ : ■■■■です。よろしくお願いいたします。

井上 : 都市工学の博士号をお持ちであり、現在は明星大学建築学部の教授をなさっておられます。以上でございます。

福嶋 : 続きまして、審議会委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。本日は議席が決まっておりませんので五十音順で席に着いていただいております。■■■■委員より時計回りでお願いいたします。

■■■■ : ■■■■です。よろしくお願いいたします。

■■■■ : ■■■■でございます。よろしくお願いいたします。

■■■■ : ■■■■と言います。よろしくお願いいたします。

■■■■ : ■■■■■■■■■の■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

■■■■ : 社会福祉法人 ■■■■■の■■■■でございます。本来は私は個人的には、個人と、そして会社のほうも土地を持っているものですから、地権者なんですが、■■■■のほうではたまたま保育園の土地を若宮神社から借りていまして、それでやっているものですから、そちらのほうの代表ということでやってほしいということなものですから、借地権者ということで出席させていただきました。〇〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

■■■■ : ■■■■■■■■■の■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

■■■■ : ■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

■■■■ : 豊田1丁目の■■■■です。よろしくお願いいたします。

■■■■ : 豊田2丁目の■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

■■■■ : 豊田4丁目の■■■■です。よろしくお願いいたします。

■■■■ : 豊田4丁目の■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

福嶋 : どうもありがとうございました。続きまして本日の主旨等の説明につきまして竹石のほうから御説明させていただきます。

竹石 : それでは配布しております資料の確認と本日開催の主旨につきまして説明いたします。

今回の審議会は委員の選挙後、初めての審議会ですので区画整理事業について基本的な資料もお配りしております。そちらにファイルのほかに書面が幾つか並んでいると思います。

ファイルじゃないほう、書面のほうから確認してまいります。一番上が審議会次第、その後がクリップどめしてありまして議案・諮問文です。それから次が諮問第 111 号調書、それから審議会員名簿、市職員・公社職員名簿、審議会実施事項、令和 4 年度土地区画整理事業特別会計予算の概要でございます。まず、こちらファイル以外のほう、足りない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。

それではファイルのほうを確認してまいります。ファイルの中身でございます。まず 1 番が審議会の権限についてでございます。それから 2 番が法令集でございます。2 番の法令集の中で 1 番が土地区画整理法、2 番が土地区画整理法の施行令、3 番目が施行規程を定める条例、4 番目が審議会議事運営規則、5 番目が保留地処分に関する規則となっております。それぞれ丸についております。それから 3 番目、事業計画書（第 9 回変更）でございます。それから 4 番目、換地基準でございます。それから 5 番目、土地評価基準でございます。それから 6 番目、こちらはクリアファイルのほうに入っております路線価図でございます。それから 7 番目、こちらは A3 のカラーでございます。都市計画図、豊田南地区でございます。それから 8 番目、傍聴に関する基準でございます。それから 9 番目、地区計画でございます。それから 10 番目、こちら冊子でございますが、「安心安全なまちづくり」でございます。以上でございます。

何か抜けている方、いらっしゃいますでしょうか。もし、後から気付いた方はこちらのほうにまた言っていただければと思います。

それではファイル 1、審議会の権限について説明をさせていただきます。福嶋補佐、よろしく願いいたします。

福嶋 : まずはお配りしましたファイルの中に、審議会の権限についてというものが入っていると思います。これを御覧になっていただきながら御説明させていただければと思います。ファイルをめくっていただきまして 1 ページ目に一覧表があって、その次のページになります。審議会の権限についてというところです。こちらにも表示されていますけれども。

土地区画整理審議会につきましては、次の事柄について土地区画整理法に定める権限を行うということになっております。土地区画整理法に基づいての権限になります。まず 1 つは、意見を聞かなければならない事項、それからもう 1 つが、同意を得なければなら

ない事項というものがあります。まず、施行者が審議会の意見を聞かなければならない事項につきましては、換地計画を作成する場合、つまりどういうところかといいますと、区画整理が終わりましたら換地処分をするんですけど、そのときの最終的な換地の計画を作成する場合、そのときに意見を聞くということになっております。それから、その換地計画を縦覧しますけれども、そのとき意見書の提出があった場合の内容の審査について意見を聞くことになっております。また、換地計画を変更しようとする場合、この場合も意見を聞くということになっております。それから、これが今進行中でどんどん起こっていることなんですけれども、仮換地の指定をするとき、その指定に先立って意見を聞くということになっております。

それから2番目としまして、施行者が審議会の同意を要する事項ということですが、1番、宅地地積及び借地地積の適正化をしようとするとき、こちらのほうはどうかといいますと、場所によって最低の敷地の面積を決めて、100平米なら100平米にしようということを決めようとするときに同意を必要とするということになります。それから、特別な宅地に関する措置をしようとするとき。例えば、鉄道や道路ですとか、そういう特殊なものについて特別な措置をする、換地を定めるときのことについて同意をいただくことになります。それから3番目、保留地を定めようとするとき、事業を行っていく中で保留地を定めて公売してっております。その場合、事前に審議会の同意を得て保留地を公売してしております。それから今回、今日の審議の内容になる部分ですけれども、評価委員を選任しようとする。例えば保留地の金額を決めるようなとき、評価委員の意見を聞くことになっておりますけれども、そのときに審議要請をするときに審議会の同意は必要になるということになっております。御説明のほうは以上です。続きをお願いします。

竹石：続きまして、本日の主旨を説明いたします。議題といたしまして議案第1号、会長の選挙について、議案第2号、会長代理の選出について、議案第3号、委員の議席の決定について、それから諮問第111号、評価員の選任について、その他としまして令和4年度予算について、令和4年度工事についてでございます。御審議いただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

福崙：では、これより審議会の議案について審議に入りたいと思いますが、審議会の会長が決定されておられませんので、会長が決定されるまでの間、議長を選出していただくこととなります。前回の選挙後初めての審議会では、通例としてですけれども、年長者の方をお願いいたしました。議長選出の方法について何か御意見等がありますでしょうか。

(「異議なし」の声)

御意見がないようでしたら、事務局より提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、前回同様に、年長者であります■■■■委員にお願いしたいと思います。■■■■委員、よろしくお願いいたします。

議長：ただいま議長に選出されました■■■■でございます。議長の選出にあたって一言お願いしたいことは、無事に会長が決まることをお願いしまして、僕の任務はその1つだけでございますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。議長として提案したいことは、自薦、他薦ということがあります。自薦で立候補したいという方がおりましたら、ぜひ皆様の中から積極的に立候補していただきたいと思います。それでは皆さん、委員の中から会長をお決めにならなければならないわけでございますので、ぜひ立候補をお願いしたいと思います。どうぞ皆さん、どうですか。

■■■■：■■■■ですが。会長選任の前に、どうしても確認しておかないといけないなと思っているのですが、市のほうにお願いしたいんですが。今年の2月1日付で皆さんのところにも届いていると思うのですが、今期の当選者、当選人の決定についてというお知らせが来ています。ここには法人が2件入っています。個人じゃありません。これは去年の9月に市のほうから出された選挙にあたってのお知らせです。ここで出されている地権者についてだとか、それから選挙人と被選挙人の出し方について、事前に共同でいわゆる経営しているとか、共同で土地を持っているとかということについては1人に絞らなければいけないと書いてあるわけです。そういうことは私の認識で行けば、個人で立候補しなければいけない。これは私はそう思っているのですが、今日の時点では個人では出ています。でも、2月1日の時点で出された中には法人として出されている。これでいいのかどうなのか。受付の段階で1人に絞って立候補しているのなら名前でちゃんと出てくるはずですが。ところがそれが法人として出てくるのはおかしいのではないかと。私はそう思うんです。これ、もしそれでもって市の間違いなのか、これでいいんだということだったら市のほうに説明をお願いしたい。

議長：事務局のほうから、今、法律上の問題が提起されていると思いますが、その法律に則って今回の公告が出された内容がちょっと違うのではないかと。そういう質問ですので、それに答えてください。

福寫：ちょっと少し議案と外れてしまうので、もし皆さんの御同意がいただければ御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

まず土地区画整理法第56条というところ、一番上のところなんですけれども、審議会の設置というところがあります。都道府県または市町村が区画整理事業を施行するときに

は設置しなさいよということになっていまして、その組織は10人から50人までの間ということ、面積によって決まるということになっていまして。その委員について58条第1項で書いてあります。その中で、委員は、「施行区域内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者は、それぞれのうちから」ということになっております。つまりどういうことかといいますと、所有権あるいは借地権を持ってればいいということになっております。今回出ていただいた■■■■と、それから■■■■の方、これは法人になるわけなのですけれども、こちらにつきましても借地権者の名前が■■■■であり、あるいは所有者の名前が薬科大学ということになります。なので、その名前で立候補していただいているということになります。

■■■■：いいですか。■■■■ですが、9月に発行した、これを読んで私も立候補したわけですが、この4ページに、選挙権、投票する権利と、被選挙権、書いてあって、そのうちの3で、共同の所有権、共有または借地権が共有となっている場合は次の手続きをしなければならないと。共有となっている関係権利者は全員の中から1名の代表を定めてください、こう書いてあるんですよ。だから、立候補の時点でその中から、法人の中から代表を出す。それなら分かるんです。

福嶋：いえいえ、共有ではないです。単有の法人の方がお持ちです。法人は1つですから。例えばA社、B社による共有で持っている土地があるかもしれないです。今回は単有でお持ちなので。

■■■■：ということは、それは複数でいた場合に？

福嶋：そうです。

■■■■：共有して複数でいた場合に、それが法人として立候補していたとしたら、審議委員会に出てくるときに交代で出てこられるということになってしまう。

福嶋：ただ、そうは言っても。

■■■■：そこをはっきりさせてほしいんです。

福嶋：交代でというのはちょっとなかなか難しい。基本、法人とすれば、その代表される方を出していただくことになります。

■■■■：でも最初から立候補の時点でそこを追求するんじゃないんですか。

福 寛：違います。それは登記簿に書いてある所有者の名前で立候補していただきますので、登記簿に書いてある事業者の名前は■■■■さんなり■■■■さんということになります。ほかの名前で出されても私たちは受付けることができないんです。

■■■■：じゃあ、これはちょっと経過だけ聞かせてください。では、前回の2月1日付で発行された内容と、今回、今日出された内容で、法人さんの名前になっていますよね、個人が。その経過について、そこだけはちゃんと説明しておいてほしい。

それともう1つは、これ、地権者が、今日配られたものは、地権者はもっていません、これ。2月1日の時点でのやつしか地権者はもっていないはずです。やっぱりそこら辺については説明して、再度地権者に届けることが必要なんじゃないかな。受け取った人から疑問を持って言われているということを、事実私も聞いているので、そこはちゃんと説明をして、改めて出してほしい。

福 寛：御意見は頂戴いたしました。ちょっとこの件に関して御回答させていただきたいと思えますけどよろしいでしょうか。区画整理法ではこちらのほうも選挙した後に公告することに、当選者の名簿を公告することになっていきますけれども、その公告にはきちんと住所とお名前を公告することになっておりますので、そういう形になっています。公告したのについてはそうさせていただいておりますけれども、個別のお手紙というのはただのお知らせですので、そちらのほうには細かい住所ですとか、そういうものは載せていないということになっております。載せていないということです。私たちの判断で載せていない。それは法律上定められたものではないので。市の施行者として載せるべきものではないという判断をして載せていなかったということです。

■■■■：それは施行者の考え方ですね。

福 寛：そうです。法律で定められたものではありません。

議 長：ちょっとまとめなきゃいけないんだけど、今回の無投票当選された方が法人の名前で公告で出しちゃっているわけなんですね。このところが去年の9月に政令が全面的に改正されて、属人名と法人名と、これを全部公表しなきゃならんところが、していないじゃないかという意味なんですよ。だから、これは要するに法律をきちんと読んでいないという疑いがあるということだから、それは市が公告をきちんと整理して出し直す必要があるだろうということで、今回この場については、参加している委員の資格について

は有効であるという確認をして、それで議事を進めないと、今日これストップしちゃうので、これはそういう形でやらざるを得ないと。要するに内容的には正しく委員が参加されているということですから、そのところはきちんとあれして整理して、事後に事務処理できちんと訂正するか、あるいは訂正しないで合理的な理由があればそれを出していくということでいかがでしょうか。議事は進めないと止まってしまうので、止まるというわけにはいかないの、議事は進めていただきたいというように議長としてはまとめたいと思いますが、いかがですかね。委員の方、どうですか、そういうことで。

■：ほかの委員の方がそういうことならば、別にやむなしということもあるけれども、先ほども言ったように、やっぱりここに参加していない地権者というのも大勢いるわけですよ。やっぱり地権者に知らせていくという意味でいえば、少なくとも区画整理だよりだとかああいうときに審議委員の名簿を一緒に合わせて出すとか、そんな形でもやらないと、これだけで行ったら地権者は前の2月1日の時点の地権者の受け取り方ですから、やっぱり正しくないと思うんですね。やっぱりそこをちゃんとしてほしいなというのは私は意見としてあります。

議長：今、■さんが言っているのは、地権者には告知ということで曖昧になっているから、そのところを何とかしようというそういう発言でございます。それはそれとしてまた別な形で、もし不十分な点があったとすればそれは訂正して地権者に徹底するという。あと1つの問題は、あくまでも区画整理というのは施行者の最高責任者は市長でありますから、その市長の名前を使って地権者の皆様には告知されているわけですから、それはちょっときちんと整理していかなきゃまずいということで、僕は議長としてはもっとそういう点で整理して、それはそれとして参加されている委員の方は有効でございますので、ここでそれは一旦整理して、後で処理していくということで議事は進めていただきたいのですが、いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

今、異議なしという話がありましたので、それでは本論に戻って会長の人選、あるいは選挙、選出に入っていきますので、よろしくお願ひします。■さん、そういうことでよろしくお願ひします。

それでは、今、■さんがちょっと手を上げているんだけど、■さん、立候補するかしないか、沿って発言があればやってください。

福嶋：すみません、一旦ちょっと仕切らせてもらっていいですか。一応諮問文を朗読しないと議会が進まないことになっていますので、一旦諮問文を朗読させていただいてもよろしいでしょうか。

岡田 : 事務局から、すみません、議案文を朗読させてください。

「議案第1号 令和4年5月19日 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会様 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会会長の選挙について このことについて、土地地区画整理法第61条第2項の規定に基づき、会長の選挙を執行されたい。」ということになります。

福罵 : では、議案第1号、会長の選挙について御説明いたします。土地地区画整理法第61条第2項の規定に基づき、審議会は会長を置くことになっており、会長は委員の中から、委員が選挙することになっております。よろしく御審議をお願いします。

議長 : 今、ちょっとあせって先走りをしました。すみません。それでは本論に入りまして、ということで、先ほど言いましたように立候補の受付を行いたいと思います。立候補するという意思がある方は、自薦ないし他薦、同時に皆さんの中からありましたら、ぜひ意思表示をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

■■■■ : もし皆様よろしければ、私でよろしければ、昨年少し勉強させていただきましたので、今回やらせていただきたいと思います、よろしく願いいたします。

議長 : あとはどうですか、皆さん。いますか。いないようですから、今まで会長代理を5年間やられた■■■■さんが立候補しました。皆さん、よろしく願いします。よろしいでしょうか。よろしければ拍手で。

(拍手)

どうもありがとうございました。委員の方の全員の議決ということで整理したいと思います。よろしくどうぞ。あとは、会長代理の選出は、新しい会長がここへ来て選任あるいは選挙ということで、僕はここで議長は解任させていただきたいと思いますが、今まで大したあれはできなかったけれど、会長だけ一応無投票当選ということで、あとは会長の指揮に従って議事を進めていただきたいと思います。よろしく願いします。ありがとうございました。

福罵 : 議長を務めていただきました■■■■委員、どうもありがとうございました。それでは、会長と交代していただきたく、よろしく願いいたします。

では、会長となられました■■■■委員より御挨拶をお願いしたいと思います。

会長 : 豊田南土地地区画整理委員の会長に就任しました■■■■と申します。よろしくお

願いいたします。

先ほど選任委員の選出の関係でちょっと法的にどうするかという話がありましたけれども、一応今回の委員については成立しているという話を受けましたので、この委員をもってこれからの会を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは座らせていただきます。議案第2号、会長代理の選出について審議に入ります。事務局より議案文の朗読をお願いいたします。

岡田：事務局の岡田です。朗読させていただきます。

「議案第2号 令和4年5月19日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会様、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南区画整理審議会会長代理の選出について このことについて、土地区画整理法第61号第5項の規定に基づき、会長代理を選出されたい。」以上でございます。

会長：それでは、議題第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

福嶋：会長代理の選出につきましては、土地区画整理法第61条第5項の規定に基づき、会長に事故がある場合において、委員のうちからあらかじめ互選された委員が会長の職務を代理するものです。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長：それでは、会長代理を力行する方はいらっしゃいましたらよろしくお願いいたします。どなたか立候補する方はおりませんか。

いなければ、私のほうから推薦させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、これからの会を進めていく中で、 地区にお住まいで、これから進めるのに必要だと思われる さんをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声と拍手)

では、 さん、よろしくお願いいたします。

それでは、すみません、ちょっとだぶってしまいましたが、今、委員の皆様のご賛同を得ましたので、会長代理は 委員をお願いいたします。それでは、 委員、挨拶をお願いします。

 ：今年から初めて来ました と申します。今、 会長のほうから代理を務めてくれということで推薦いただきました。何分にも不慣れなことがあります、皆様のご協

力をいただきながら、今後議事を進めていただきたいと思いますので、ひとつ御協力のほど、これからよろしく願いいたします。以上です。

(拍手)

会長：ありがとうございました。

続きましては、今度は議案第3号について事務局より説明をお願いします。

岡田：事務局岡田です。議案文を朗読させていただきます。

「議案第3号令和4年5月19日 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会様 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会委員の議席の決定について このことについて、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、委員の議席を決定されたい。」以上でございます。

福寫：議案第3号になります。審議会議事運営規則第5条の規定により、最初の会議において抽選により議席を決めるということになっております。職員が抽選棒をお持ちしますので、席順に抽選をお願いいたします。

会長：では、事務局の方、抽選をお願いいたします。

事務局：■■■委員、15番。■■■委員、8番。■■■委員が12番。■■■委員が3番。■■■委員が10番。■■■委員が11番。■■■委員が14番。■■■委員が4番。■■■委員が13番。■■■委員が5番です。■■■委員が9番。■■■委員が7番です。■■■委員が6番です。■■■委員が2番。本日欠席の■■■委員が1番。以上になります。

会長：では、これで議席が決定しましたので、事務局より発表をお願いいたします。

福寫：議席番号から順番に読み上げたいと思います。議席番号1番、■■■委員。2番、■■■委員。3番、■■■委員。4番、■■■委員。5番、■■■委員。6番、■■■委員。7番、■■■委員。8番、■■■委員。9番、■■■委員。10番、■■■委員。11番、■■■委員。12番、■■■委員。13番、■■■委員。14番、■■■委員。15番、■■■委員。以上です。

会長：それでは、議席が今決まりましたので、お知らせいたします。なお、この議席は次回の審議委員会からとさせていただきます。本日は今お座りいただいている席でお願いいたします。

それでは、議席番号が決定いたしましたので、議事運営規則第 13 条第 3 項の規程により、本日の議事録署名委員 2 名を決めさせていただきます。慣例により、議席順より 3 番の■■■■の■■■さん、それから 4 番の■■■さんの各委員をお願いいたします。

福嶋 : ここで、審議会実施事項について御審議をお願いしたいと思います。審議事案に入る前なんですけれども、別添で資料で審議会実施事項についてということで同封されているものがあると思うので、それをちょっと確認していただければと思います。こちらのほうは、この審議会、豊田南の審議会独自の部分ですけれども、その中で、すみません、回っていなかったでしたっけ、中に入っていなかったですか。あれと一緒に入っていなかったでしたっけ、ファイルの中に。そうです、それです。ホチキス留めで 2 枚になっているものになります。1 つが審議会実施事項になっていまして、もう 1 つが議事録作成のことが書いてあります。この会議の中での決め事になります。

まず、審議箇所のお知らせについてということで、仮換地変更箇所ですとか保留地の決定箇所について、それから仮換地案内図に上記の箇所を記載し、開催通知とともに送付するというので、第 30 回より実施しております。A3 ぐらいの地図にその場所を記したものを今までお送りしております。

それから 2 番目になります。現地視察を行うということになっております。仮換地の変更箇所ですとか保留地を決定する箇所、こちらのほうにつきましては今日、こちらのほうにマイクロバスといいますかワゴン車を置いてありますので、そちらのほうに乗っていただいて現地を回っていただいで現地を確認するというのをやっております。31 回から実施しております。

それから 3 番目の、仮換地変更箇所の計算根拠を提示し説明する。仮換地変更前後の計算根拠を提示し説明する。区画整理事業におきましては、土地の面積が変わります。それはどういうことかといいますと、土地の評価が高くなりますので、それを、その前後のバランスを取るために面積を小さくするというのをやっております。その面積が小さくなった、あるいは小さくならなかったというその計算で評価を決めておりますので、そちらのほうを御説明するということになっております。これを 38 回から実施しております。

それから議事録の作成についてです。議事録の作成については、議事録は逐語録にて作成するということになっております。今、話していることを一言一句を記録にして作成しております。議事録は 3 カ月以内に作成するということになります。長くなるとなかなか難しいところがありますけれども、今までそういう形でやらせていただいております。それから審議会の録音データと議事録(案)を署名担当委員が確認するということになります。今回の会議もそういうことになりますので、録音データのほうを聞いていただいて、議事録署名の 2 名の方には聞いていただいて確認をしていただきたいと思います。それから議事録のコピーを全審議会委員に配布することになっております。コピーしたものをまた次

の回までに配布することになっております。それから審議会委員に配布する議事録には、審議会で配布した資料は、配布してあるので添付しません。ただし、個人情報の関係で回収となっているものがあると思います。そちらにほうについては添付はいたしません。

諮問文の朗読につきまして、先ほどから諮問文の朗読を何回かやっておりますけれども、諮問文の朗読については部長が行うということになっております。第 35 回より実施しております。

その次のページを見ていただきますと、先ほどありました議事録の作成について及び運用などが書いてあります。豊田南区画整理審議会議事録作成手順ということですが、審議会の会長は審議会議事録の作成、保管、配布、開示等に関する作業を日野市担当課に委託。今でいいますと区画整理課になります。日野市担当課は、審議会の全ての審議を録音します。今、前に置いてありますが、小さい IC レコーダーが置いてあります。こちらのほうで録音しております。日野市担当職員は議事録の原案を審議会終了後 3 カ月以内に作成するとなっております。会長は審議委員が交代で担当する議事録署名者 2 名と録音媒体を基に内容を確認し、問題がなければ、会長と 2 名の署名担当者が署名・捺印して正式な議事録とします。

議事録の内容についてです。審議会での全ての発言は逐語記録されます。しゃべったことがそのままの形で記録されるということになります。審議会終了後は訂正を認めません。なので、できるだけ間違いのないように発言したいと思います。審議会において当日配布された資料は、全て議事録に添付する。添付できない資料は、資料名を議事録に記す。非公開とする範囲には、情報開示請求で得られる情報を含めない。

議事録の運用についてです。議事録は全ての換地処分完了後 5 年経過後に廃棄することができます。録音媒体は 5 年間保存する。会長は議事録の完成後速やかに全審議委員へ配布する。日野市担当課は、審議会委員が審議会の前中後に、前回の審議会の情報を参照できるように、会場に審議会の資料を持参する。

4. 審議委員への開示。会長は審議委員が、「全ての議事録」・「審議の録音」を自由に読み・聞くことを許可する。担当課長は、審議会委員から過去の議事録の開示・コピーの要求があった場合、直ちに応じるよう、職員に周知しておく。

以上ということで、2020 年 7 月 30 日、第 54 回、前々回ですね、審議会で決定したということになっています。この豊田南土地区画整理審議会における審議会実施事項についての説明は以上になります。

会長 : では、今、審議会実施事項について説明をいただきましたけれども、この内容で確認された 2020 年 7 月 30 日に第 54 回審議会で今の内容は決定されております。今審議会でもこの継続を決定してよろしいかどうか、皆様御審議願いたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい。異議なしという形で出ておりますが、それでは、第 54 回の審議内容に合わせて今回も会議についてはこのままこれを継承して進めていかせてもらうことにします。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の審議に入らせてもらいたいと思います。本日は傍聴人がいらしておりますので、個人情報にかかわる諮問第 111 号「評価員の選任」についての説明の時は、傍聴人の方に退席していただきますので、市役所の車で待っていただきますようよろしくお願ひいたします。諮問第 111 号の説明、質疑応答が終わりましたら、再び傍聴人に入室していただき、採決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第 111 号の審議に入ります。事務局より諮問文の朗読をお願いします。

岡田 : 事務局の岡田です。朗読させていただきます。

「諮問第 111 号 令和 4 年 5 月 19 日 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会様
日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦
日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の評価員の選任について (諮問)
このことについて、土地地区画整理法第 65 条第 1 項の規定に基づき、評価員の選任について、貴会の同意を求めます。」以上でございます。

会長 : それでは、審議会議事録運営規則第 6 条の規定に基づき非公開といたしますので、傍聴人の方は退席いただきます。よろしくお願ひします。

(傍聴人退室)

それでは、諮問第 111 号「評価員の選任」につきまして、事務局より説明をお願いします。

【個人情報により非公開】

福嶋 : 傍聴の方を入室させてもよろしいでしょうか。

(傍聴人入室)

会長 : それでは、審議を尽くしましたので、諮問第 111 号の採決に入りたいと思います。

それでは、諮問第 111 号、議案どおり賛成でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、諮問第 111 号、評価員の選任につきましては、原案どおり決定いたします。

それでは、答申文を朗読いたしますので、岡田部長、前のほうでお願いいたします。

「日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦様 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会会長 ■■■■■ 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の評価員の選任について答申 令和4年5月19日付 諮問第111号をもって、同意を求められた件につきましては、審議の結果、原案どおりといたします。」

岡田 : ありがとうございます。

会長 : それでは、その他の項として令和4年度予算について事務局より説明をお願いいたします。

竹石 : 令和4年度予算の概要について説明させていただきたいと思います。お手元の一番下の資料になります。「令和4年度土地地区画整理事業特別会計予算の概要」を御覧ください。まず、「令和4年度予算のポイント」のところでございます。こちら予算総額、市で施行しています4地区の合計の予算総額となっております。およそ22億円となっております。令和3年度比でおよそマイナス9,000万。割合に直しますとマイナス3.9%です。ただ、こちらですけれども、令和3年度の予算、昨年度の予算ですね、公社さんの立替と借金になるんですけれども、その予算も組んでいましたので、そのあたりを差引きますと実質的な総事業費としまして今年度は令和3年度比およそ3億8,400万のマイナス、割合にしますと14.9%のマイナスとなっております。

続きまして豊田南土地地区画整理事業の予算となっております。総額はおよそ2億8,800万円でございます。令和3年度比およそ3,600万円のマイナス、割合にしまして11.3%のマイナスでございます。

続きまして予算編成の方針でございます。こちらの項目のちょうど米印の12項目の指標というのが書いてありますけれども、令和3年度、昨年度末、昨年度までこちらの指標に合うものを拾って予算化してはいたけれども、令和4年度から令和2年の2月に日野市のほうで財政非常事態宣言というのを出示して、今年度中に財政再建計画が策定される予定でございますので、令和4年度から財政再建期間中におきましても進めていく事業を、先ほど拾ったものからさらに限定して予算編成を行いました。

では、令和4年度から、この財政再建期間中においても進めていく事業は何かということでございますけれども、その下でございます。2つございまして、1つ目、令和4年度から財政再建期間中における整備目標に一致する事業。2番目、その他個別の状況により実施すべきと判断される事業でございます。

それでは、その下、豊田南地区がどのような状況になっているかということでござい

す。四角の、「令和4年度から財政再建期間中における整備目標及び令和4年度の主な事業」でございます。豊田南地区の整備目標は、「駅前広場の本整備に向けた用地確保」、ちょうどこのあたりになります。それから、「駅前にふさわしい街並みの形成のための共同化の促進」、これが財政再建期間中における整備目標でございます。これ受けましてその下、主な事業「①駅前広場の用地確保に向け、駅前街区の建物移転等」でございます。その下②ですけれども、申し訳ございませんけれどもちょっと1つ上に戻っていただきまして、令和4年度から財政再建期間中においても進めていく事業の中の「(2) その他、個別の状況により実施すべきと判断される事業」の米印のちょうど真ん中、ポチの2つ目です。「国、都、他部署など公共関連事業との連携が必要なもの」、これに値するものとして「②豊田小学校の東校舎改築工事に合わせ、隣接する区画道路の整備」を予算化しております。こちらの工事の詳細につきましては後ほど御説明申し上げます。

最後に、「基礎数値の見込み」でございます。事業進捗率でございます。今年度、湖の予算を終了したときの見込みでございます。この表の一番上、豊田南地区は事業費ベースで75.5%の事業進捗率となっております。以上でございます。

会長 : ただいまの報告につきまして御質問等ある方は発言をお願いいたします。

■■■■ : ②の豊田小学校の東校舎に関して、道路、今は通れないようになっていますけれども、直ったときは通れるんですか。

竹石 : はい。工事の詳細について、ちょっとこの後、説明を用意していますので、そのときに御説明差し上げたいと思います。申し訳ございません。

会長 : それでよろしいですか。

■■■■ : はい。

会長 : ほかに意見はございますか。

■■■■ : 総予算は22億となっておりますが、豊田南地区は2億8,800万になっています。全体に対する豊田南地区のパーセントを教えてください。

会長 : 事務局、どなたか。

竹石 : およそ15%。

■■■■：そんなにないでしょう。割り算すれば分かるでしょう。

竹石：ちょっとお待ちください。およそ13%程度になります。

■■■■：そうですね。そうした場合は、豊田南地区に対して4つ区画整理事業がありますよね。ということは進捗ベースじゃなくて、今年度の予算に対して豊田南が13%ですね。残りの西平山、それから東町、それから万願寺、その割合を教えてください。予算ベースで。

竹石：予算ベースで。

会長：では、お願いいたします。

竹石：万願寺第2が3.54になります。あ、16.6か。

■■■■：数字を言ってくれてもいいよ。

竹石：ちょっとお待ちください。では予算額のほうを説明させていただきます。豊田南が先ほど申しあげましたようにおよそ2億8,800万、万願寺第2が3億5,400万、東町が1億6,000万です。西平山が10億1,600万です。そのほかの交際費が3億4,300万、管理費が3,800万になっております。

■■■■：これ、今後やっぱりこの資料の中に、この日野市の区画整理事業の中でどんな割合でやっているかというものをちゃんと入れてもらったほうがいいんじゃないかな。

竹石：分かりました。

■■■■：南地区だけは、我々は南地区でいるんですが、実際に日野市の予算がない、ないと言いながら、どの程度こちらが使ってもらっているのかというのをやっぱり明確にしておらって、そうすると我々の今、豊田南地区がどんな状況の進捗状況かというのが分かるんじゃないですかね。どうでしょうか。

会長：事務局、いかがでしょうか。

竹石：次回からこちらのほうを記載させていただきたいと思います。

■：要は、南地区が何を言いたいかという、37年も38年もたっていて、まだ予算が全然こんなに少なく、西平山が大分進んでいるよというのを感じているのをお願いだけです。その辺よく見てください。

竹石：了解いたしました。

会長：そのほか意見があれば。

■：今の予算の説明があったんですけど、今後、工事をやっていく上で、今までどおりと同じでそのまま工事を進めていくのかどうなのか。設計を。恐らく予算が、どんどん財政状況が良くないということであれば、当然ながらそういう状況に合わせて工事の内容も変えるべきであろうと。

で、やはりもう1つ私が言いたいことは、区画整理というのは自然破壊なんだよ。豊田の地域というのは崖線の部分、崖線の部分というのは緑がだ一つとある。これを、何とかな、皆、便利になればいいよという考えばかり持っている。やはり環境を大事にするということが大事なんです。そういうことを踏まえて、恐らく予算がそういうことであれば徹底的に工事の計画の見直しをするべきだろうと私は思う。これは私も、審議委員を前、15年ばかりやっていたのかな、3期ぐらい。会長もやらせてもらったけど、やはりどうもその当時から比べてもう全然動いていない。あまり動いていない。今後、恐らくいろいろな形でそういうことが起きてくるだろうと思う。であれば、基本的な考え方を変えないとだめじゃないのかなと私は思う。それを私はぜひお願いしたいというのが私の考え方です。これは、今、■ということが出ていますけれど、先ほど申し上げたように私は個人と会社と両方の地権者ですから、個人のほうも持っていますけれど、そういうことでぜひ、基本的に考え方を覚えてもらいたいというのが私の考え方です。以上です。

会長：説明ありますか、事務局のほうから。

井上：区画整理課長井上です。今、■さんのお話にありましてとおり、豊田南の区画整理だよりで令和4年3月に皆様に御通知したとおり、長期化する区画整理事業の在り方検討という項目の中で、財政再建期間中ですが、その中で、市の財政状況がどうなるのかによって区画整理については、在り方検討をしていかなければいけないというふうに思っております。まだ、そこら辺の財政再建の計画が決まっていない中で今どうするのかということはずいぶん即答はできないんですけど、そういったものと連動しながらど

ういう方向がいいのかというものを整理していきたいというふうに思っております。ちょっと今の時点では考え方しか御説明できないんですけども、そういったものを整理できれば、すぐに審議会の皆様には御報告させていただきたいというふうに考えております。御意見としては十分に、地域としてもこの意見を承っているという状況でございます。

会長 : よろしいでしょうか。

■■■■ : はい。

■■■■ : ■■■■ですが、今、■■■■委員のほうからも言われたんですが、私も審議委員をずっとやってきて感じているんですが、もう三十何年、あつという間に、たしか3年前だか4年前に10年延期するという、事業を10年事業を延期するという、40年。それで終わるのかと一応聞いたときに市のほうははっきりした返事はもらえなかったんですが、やはりここまで来た段階では、やはり1つは事業の見直しということも1つ頭に入れながらやっっていかなければいけないんだろうと。それはずるずる行ってもしょうがないので。例えば我々、この5年任期のスタートになったわけですよ。ですから、この5年間でその件について議論していく、あるいは方向を考えていくというぐらいの意気込みがないと、このまま行っちゃうと、また5年たったら同じ状況になっちゃうということもあるので、そこら辺は私たち審議委員としても5年の中でどういう方向がいいのかというのを議論していたらどうなのかと、私はそういう意見です。

会長 : 事務局のほう、よろしいですか。ほかに意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、いろいろ意見が出ましたけれど、一応大きな問題としては、今の計画では一向に進まないということ踏まえた上で、少し変更も考慮し、新しく見直ししながら時代に即した形で事業のほうを推進していってもらうというのが1点。

それからもう1点は、この日野市、この区画整理は他事業所もありますが、4事業所についても比較、合わせた形での予算配分を次回の会議のときに提示してもらおうということはいかがでしょうか。よろしいですか。では、そういうことで、方向でもって事務局の方、よろしくお願ひしたいと思います。

では、その他として令和4年度工事について事務局より説明をお願いいたします。

大野 : 改めまして区画整理課、大野でございます。私からは令和4年度工事につきまして御説明させていただきます。

まずこちら、お手元に資料を御用意させていただいておりませんので、スクリーンのほ

うを御覧ください。まずこちらが、皆様御存じだとは思いますが、豊田南地区の区画整理の区域図になります。豊田駅がございまして、駅前通りが南に伸びておりまして、いわゆる332号線ですね。日野バイパスが一番橋通りから地区の中央に出まして、平山通りに抜けていくというところですね。その北側には豊田用水の通りがございまして、その途中に、ここに豊田小学校がございまして、先ほど予算のほうの御説明の中でもお話ししたように、今年度につきましてはこの豊田小学校の東側のこの通りにつきましては、工事を実施させていただきたいと思っております。

こちら拡大した絵になります。こちら豊田小学校になりまして、豊田用水の通りですね、こちらがちょっと切れてはいますが、332号線がございまして、この通りにつきましては332の入口からこのかぎの通りですね、ここにつきましてはもう整備が完了しておりますが、この赤く着色してあるところ、ここにつきましてはまだ整備が未完となっております。今、幅員3m程度の道路が抜けておりまして、先ほど委員からも御質問があったようにこの部分、豊田用水の入口の部分で、今車止めで車両の進入を抑制しているというような状況でございます。

今回の工事につきましては、ちょっとまた工事の概要を初めから説明させていただきましても、件名としましては豊田南地区区画道路築造第94号工事、事業規模としましては道路の築造工がこの赤い着色の部分で、幅員6m、全長としましては約70m、契約のめどが本年9月、着工が本年10月、完了が令和5年2月を目途に安全な工事を実施していきたいというふうに考えてございます。

先ほど御質問がございましたこの部分、この築造が完了しましたら、当然私たちはまちづくりをやっているという観点から、この利便性を図るためにこの車止めを撤去したいというふうに考えてございます。それにつきましては今、関係機関、具体的には警察、それと市の教育委員会、そして今、協議を進めておりまして、じきに学校側とPTA側と協議をしていきたいというふうに考えてございます。ですので、ここにつきましては両通の6mの車道という形で整備するつもりでございます。それに合わせまして、このあたりの交通規制につきましては警察とも今現在、調整をしているところでございます。私の説明は以上でございます。

会長：ただいま、工事の説明を受けましたけれども、この御報告について御質問があればお願いします。

■：まだ決まっていないということだね。

大野：開ける方向で考えております。そうです。まだ学校担当の協議が残っておりますので、その協議で開けたいよという意思を示していきたいと思っております。

■■■■：時間帯とかそういうのはまだこれからだよな。

大野：開ける時間、スクールゾーンとかということですか。スクールゾーンにつきましては、そうですね、学校さんの御要望があれば、警察さんのほうに依頼していくというような形になります。ですので、今はある程度のこの辺の交通規制につきましては協議させていただいているんですけども、スクールゾーンについては今現在はまだ協議いただいております。

■■■■：ちょっと確認なんだけど、その後、校舎の北側、ちょっとくの字になっていますよね。ポールがいっぱい立っているんだけど、最初は何もなかったんだけど、危ないよということで多分当たるといので、今見ても結構ぶち当たっているんだよね。もうちょっと何とかならないの。

大野：そうですね。ここにつきましては確かにカクつとなっていて、南側に歩道が付いていまして、ちょっとその歩道と車道のブロックが少しとんがって出ているような形になっていますので、ちょっとその意見、伺った上で、そういう視点でもう一度現場のほうを確認してみます。

■■■■：今のその赤い色のところの6m道路というふうに言いましたよね。

大野：幅員6mです。

■■■■：一方通行になるとかいうことはないですかね。

大野：現段階ではその協議はしてありません。

■■■■：ということは、交互通行もあり得るということですね。

大野：交互通行のつもりで築造する予定です。

■■■■：6mなら大丈夫だよな。近隣の住民の意見として、自宅に帰るときにそこも通過させてもらいたいなということがあるので。もちろんスクールゾーンうんぬんのはありますけれども、ぜひ一方通行はやめてほしい。

大野 : 分かりました。御意見として。

■■■■ : 意見としてちょっと申し添えさせていただきます。お願いします。

会長 : そのほかありますでしょうか。今、小学校の周りだけに話が入っていますが、令和4年度工事ということで御意見あればお伺いしたいと思います。言っていたと思いますが。

■■■■ : ■■■■です。4年度の工事といいますとどのあたりまで。範囲とかそういうのがあれば。

大野 : 4年度の工事につきましては、この発注の1本だけでございます。

■■■■ : うちの前もひどいんだよね。

大野 : はい。お話は承っておりますので。現場は確認しております。

■■■■ : あの部分、税金払いたくないんだけどさ。

大野 : 現場は確認しております。

会長 : ほかの工事は4年度、今年度はないということですね。

大野 : 工事案件としてはこの1本だけでございます。

会長 : 1本だけですか。

■■■■ : これしかないんでしょう、だって、4年度って2つしか書いてないんだから。そうでしょう。だって、今、■■■■委員が言ったって、主な事業はこの整備目標の中で、主な事業で1と2つしかないじゃないですか。駅前広場の用地の確保と、豊田小学校の東校舎の工事、この2つしかないんでしょう。ということは、今ここで意見を聞いたってしょうがないっていう話じゃない。どうなんですか、その辺。

大野 : はい。そのとおりでございます。工事の説明としては以上でございます。

■■■■：今後、進み方ってどうなるのかなって、ちょっと私、勝手に言ってみました。初めて来たから、ちょっと意見を言わせてもらうけど、この5年間で何かそういう意見が出たら、話が、検討するような余地はあるんでしょうか。

会長：4年度工事につきましては、今話が出ましたように駅前と、それから豊田小学校前と、2件が今年度工事、対象という形になっていそうですが、その辺、意見はほかにございますでしょうか。

■■■■：■■■■です。今までも5カ年計画という形でやられてきて、一応地権者の家庭がそこに当たったときに移動が大変だったりいろいろしてやってきたのが、その後、そのままになっちゃっているという箇所が結構あるんですよ。そこら辺については、その地権者からも私なんか聞くんですが、いつになったらそれはやるんだ。ところが日野市に聞いたすと、そこは生きています。いわゆる5カ年計画で決めたことなんだから生きていくと言うんですけども、やはり該当の地権者に対してどこまで説明がきているのか、やっぱり何年かたっちゃうともう本人たちも年が年で、高齢化になってくる中で果たして今さらとかそういう声も出てきているんです。ですから、やはりそういう点では、5カ年計画で決めた以上は早急にできるような対策というのも考えていかなければいけないんじゃないか。もし、それができない状態だったら、地権者にきちんと説明していくということも、これは日常の中でやっていくということが大事なんだと思うんですね。そこは市のほうでぜひ考えてほしい。

会長：今、5カ年計画が途中で切れた場合、その関係についてどう説明していくかということを受けたんですが、事務局のほうとしては今後どうですか。

井上：区画整理課長井上です。5カ年計画、当初予定する中で建物移転等をするわけですが、そういう方には事前に建物調査が入って、それ以前より計画を説明しながら地域に入っていくところなんですけれども、今回このような、たよりでお知らせしたとおり計画どおり進まないということはありますので、そうした方たちには今の状況がどうかということをしつかりと説明はさせていただきたいというふうに思っております。個別にはお伝えさせていただきますし、またいきなり、例えばこの事業、まちづくりを進めるにあたって、そういったものは時間的に余裕をもって、地権者の皆様の御都合も伺いながら進めていきたいというふうに思います。しつかりフォローはしていきたいというふうに思っています。

会長：よろしいでしょうか。では、事務局のほうもこれから……

■■■■：ちょっと■■■■ですが、いいですか。5 年計画が示されて既にもう平成 31 年でこの区画整理は終わっているわけなんですよ。ところが延々と 5 年計画をずっとやっているわけだよね。先ほど〇〇〇さんが言っていた、要するにたしか平成 12 年ごろに景気が悪くなって大迷惑しちゃっているわけだよね。そのときに実際この南の区画整理が 31 年に終わらすことを計画してやったのかどうなのかという問題が 1 つあります。それから、先ごろまで 7 割仕上がったという話を宣伝していたんだけど、しかし区画整理というのは公共施設と宅地と保留地とこの 3 つ、3 大柱があるんだけど、この点でどの程度この南の区画整理が進んでいるのかというのが全く曖昧になっているのか、それともそれが分かっているけど公表できないのか。あるいは意識的に公表しないのか。我々には全然分からないわけです、その点が。まずそういう南が非常に遅れちゃった原因を、金の点でそれが問題があったのかと、あるいは計画の時点で根本的な失敗があったのか、あるいはまた河内さんみたいなああいう人が出てきて金をばんばん使っちゃってだな、それで自分の利権を優先して市の金を使い込んだという、要するに今の市や公社なりが本格的にそこいらをメスを入れていかないと、ずるずるずるずる行ってもうどうしようもなくなっちゃう可能性が、僕は強いと思うんですよ。だから、先ほど皆さんから出ているように、やっぱり見直しを早くやらないと傷が大きくなるだけで、ここのところをぜひきちんと議論して再出発していかないと、諸情勢が本当に物が無い、金がない、世界戦争があるのかなのか、そういう状況の中では本当に真剣に考えていかないとおかしくなっちゃう可能性があるんですよ。皆、どうなっているのか全然分からないと。この中で分かる人誰もいないと思うんですよ。偉い方でもないと思うんですよ。そこのところをはっきりさせないと、ここの南はおかしくなっちゃう可能性がある。見直すなら見直すで、縮小するなら縮小するので、そこいらをはっきりさせてほしいんですよ。そうしないと展望が出てこない。以上です。

会長：今、■■■■委員のほうから平成 31 年度に終わる当初計画より、いまだに延びているということについての意見、あるいは今後の対応について、事務局のほうから進め方についての報告というのはできますでしょうか。

井上：区画整理課長井上です。■■■■委員からありましたとおり、事業ですので事業計画を定めて、終わりに向けてどうやっていくかという計画では既に行っているところです。ただ、先ほど言いましたように実際、地域に入るとやっぱり皆様の土地を動かす、建物を動かす、財産を動かすという中で交渉に時間がかかるというところもあります。先ほどから出ている地形的な問題ですね、平たく言うと、いろいろな問題があってもなかなか事業が進まないところです。平成 10 年当初ですか、現況を生かしたということで駅周辺等を大

きく、基本計画を見直したところなんですけれども、それにつきましてもなかなかそれ以降進まないという事実がありますので、そこにつきましても先ほど説明させていただいたように、残っている地区も限られており、またこの地区の課題も把握しておりますので、そのあたりでどのような展開、進め方、進められるのかということを検討していきたいというふうに思っておりますので。

会長：今、回答がございましたけれども、今後につきましては計画変更も含めた形で見直しを図って、事業計画のほうを進めていきたいというお話ですけれども、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、令和4年度の工事内容につきましては、今後その進め方の見直しも含めた形でしてもらおうということで。

■■■■：その他の件でよろしいですか。区画整理とは関係ないんですが、審議委員会とは関係ないんですけれども。

会長：ちょっと待ってください。じゃ、今回、この工事の件はよろしいでしょうか。

井上：ちょっと1点だけよろしいでしょうか。当初、審議会委員の方、代表者の選任とかお話がありまして、会長からはこの委員で確定したということをお願いしたんですけれども、ちょっと話がありました、審議委員会がありました令和3年に区画整理施行令が見直されているという内容につきましては、デジタル化の関係で各様式が定められているんですけれども、届出様式の押印を廃止しますというものの文言が令和3年に追加されて改正というところがございます。あと■■■■委員からありました法人の方につきましては、会社名と所在地をしっかりと公告することということで施行令のほう、定められております。それと代表者選任は考え方がちょっと違っていて、共有所有者、所有権、借地権について共有者がいる場合には権利1つということで代表者を定めてくださいという届出であります。企業につきましては、例えばAという企業、Bという企業がお持ちの場合は、1つの土地をお持ちの場合は代表者を出していただくんですけれども、今回、法人格として出ている方につきましては、会社として何々という届出で立候補されて当選の決定をさせていただいております。また、会議に出席するに際しても、その会社から誰々が出るということでお届けをいただいておりますので、代表者選任と会社の代表者届出というものの考え方が違うのかなということで説明させていただきました。以上です。

会長：今、回答しまして、第56回豊田南土地区画整理審議会を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、審議会のほうは終わりますけれども、その他の意見として何かありますでしょうか。

■：ちょっとお願いがあるんですが。前にもちょっとお願いしたんですが、豊田南というのは区画整理が進んでくると土地の売買があつたりして、結構あちこちに新築の家が建ってくるというそんなことで、私がスクールパトロールボランティアをやっていて、子供、学童の面倒を見ているんですが、朝もなんですが今、特にひどいのは、第1公園予定地の東側、梨畑が23区域に分けているということで、たしか132街区と133街区のところなんですが、あそこに一斉に今、土地を売って建物が建ち始めました。特に気を付けなければいけないのは、資材を運んでくるトラックが、栃木、茨城、千葉、ああいう遠くのほうから運んでくるので、夜中に走るんです。だから朝早くもう来て、トラックがもう道路にとまっているんですね。狭い道路にとまっていたりいろいろするんですが、私もトラックの運転手に会うと声かけはするんですが、8時までは子供たちは通学路ですから、道路で作業をしないでくださいよという形で言ってきているんですが、やはりあれだけの23区域をやるというぐらいのあれですから、できたら市のほうから直接業者なり売った不動産（会社）なりに言っていただいて、やっぱり道路に、どういうところにとめたり、狭いほうにとめてあつたり、工事現場のすみのほうならまだしも全然違うところにとめたり。特に132街区と133街区のあそこの9軒ずつぐらいの新しい子育て中の家が住んでいるんですが、子供たちが10人ぐらい結構集まって集団で学校に行くという、その一番狭い道をトラックが入ってくる。お母さんから注意された事例があるんですが、やっぱりそこら辺も考えながら市のほうから指導していただきたいなというお願いなんですけれども、よろしく願いいたします。

会長：事務局のほう、今の豊田第1公園予定地の周辺の工事に対して、交通安全をどのように考えているのかということなんですけれども、何か御回答ありますか。

大野：事務局でございます。事業者の方、ちょっと一遍に開発が始まって、一遍に建物が建っているので、そういった事象が見られているのだと思われま。現場も確認するよういたしますし、もし事業者のほう、分かれば事業者のほうにはお声かけさせていただくというような形で対応させていただければと思います。以上でございます。

会長：それは警察のほうには届出はいらぬんですか。

大野：警察のほうにも情報提供はさせていただきたいと思ひます。取り締まってくれということはなかなか言えないんですけれども、そういう状況で市民の方からお声をいただ

いているというような報告はさせていただきたいと思います。以上です。

会長：以上でよろしいでしょうか。市のほうとしてもよろしく願いいたします。ほか
にございますでしょうか。

■■■■：区画整理のことではなくてこの会場のことなんですけれども、今度この席におか
けになる方は、非常にこのつい立てのせいで見づらくなるんですね、あそこの画面が。こ
こからだと■■■■さんのお顔が全く見えないんですよ。光っちゃって。そのことだけちよっ
と皆様にお伝え、「この次ここにかけてられる方、どなたか分からないんですけれども、お伝
えしておこうと思いました。いや、私のほうから見えない。3枚越しなんです。

福嶋：私もこの会場を設営したときに、こっちに座ってみて見づらいなのというのはちょ
っと思ったんですけれども、まことに申し訳ない。このご時世なので、ちょっとしばらく
の間御勘弁というところなんですけれども、すみません、申し訳ありません。

■■■■：はい。

会長：もしまた変更したほうがいいのか、もう少し見直してほしいという傾向があ
ればまた御意見いただきながら、少しでも見やすい方向で見直していただきたいと思いま
すが、よろしく願いします。

では、ほか意見ございますでしょうか。

■■■■：すみません、1点。資料回収と書いてあるんですが、ここに置いておけばいいん
ですか。

山本：回収資料は机の上に置いておいていただければと思います。よろしく願いいたし
ます。

会長：では、回収資料、「諮問111号 都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の評価員
の選任について」という資料は回収しますので、机の上に置いておくようお願いいたしま
す。

では、これをもちまして全会議を終了いたします。お疲れさまでした。

【閉会 15 : 57】

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認め、ここに署名します。

令和4年(2022年) 8月29日

会 長

署名委員

署名委員